

平成28年 第46回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

平成28年9月16日 開会

伊方町議会

平成28年度第46回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	平成28年9月16日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	9月16日 10時00分宣告
応招議員	1番 竹内 一則 2番 廣瀬 秀晴 3番 清家慎太郎 4番 福島 大朝 5番 菊池 隼人 6番 山本 吉昭 7番 小泉 和也 8番 中村 敏彦 9番 吉川 保吉 10番 阿部 吉馬 11番 小林 絹久 12番 菊池 孝平 13番 中村 明和 14番 高岸 助利 15番 篠川 長治 16番 吉谷 友一
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 嘉起 書記 岩村 寿彦 書記 矢野 喜久 書記 松下 洋二
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 空 白 町長職務代理者 森口 又兵衛 教 育 長 河 野 達 司 監 査 委 員 阿 部 一 寿 総 務 課 長 門 田 光 和 総 合 政 策 課 長 坂 本 明 仁 町 民 課 長 中 田 克 也 保 健 福 祉 課 長 橋 本 泰 彦 産 業 建 設 課 長 寺 谷 哲 也 産 業 建 設 課 付 課 長 兵 頭 達 也 瀬 戸 支 所 長 井 上 利 彦 三 崎 支 所 長 大 田 甚 好 上 下 水 道 課 長 小 野 瀬 博 幸 会 計 管 理 者 黒 田 徳 太 加 教 育 委 員 会 事 務 局 長 大 野 金 能 中 央 公 民 館 長 大 森 貴 浩
町長提出議案の項目	報告第 7号 平成27年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について 報告第 8号 平成27年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について 議案第71号 町長職務代理者の専決処分事項報告について (平成28年度伊方町一般会計補正予算（第3号）)

	議案第 72 号 伊方町税条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 73 号 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 74 号 平成 27 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第 75 号 平成 27 年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 76 号 平成 27 年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算について
	議案第 77 号 平成 27 年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 78 号 平成 27 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 79 号 平成 27 年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 80 号 平成 27 年度伊方町介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 81 号 平成 27 年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 82 号 平成 27 年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 83 号 平成 27 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 84 号 平成 27 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 85 号 平成 27 年度伊方町水道事業会計決算認定について
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 (会議規則第 21 条)
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。 (会議規則第 127 条)
	10 番 阿部 吉馬

伊方町議会第46回定例会議事日程（第1号）

平成28年9月16日(金)
午前10時00分 開議

1 開会宣告

1 町長職務代理人招集挨拶

1 議事日程報告

- | | | | |
|-----|-----|-------------------------------------------------------|----------|
| 日 程 | 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| | 第 2 | 会期の決定 | |
| | 第 3 | 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」 | |
| | 第 4 | 一般質問 | |
| | 第 5 | 平成27年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について
(報告第7号) | |
| | 第 6 | 平成27年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について
(報告第8号) | |
| | 第 7 | 町長職務代理人の専決処分事項報告について
(平成28年度伊方町一般会計補正予算(第3号)) | (議案第71号) |
| | 第 8 | 伊方町税条例の一部を改正する条例制定について | (議案第72号) |
| | 第 9 | 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
(議案第73号) | |
| | 第10 | 平成27年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について | (議案第74号) |
| | 第11 | 平成27年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第75号) | |
| | 第12 | 平成27年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第76号) | |
| | 第13 | 平成27年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第77号) | |
| | 第14 | 平成27年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第78号) | |
| | 第15 | 平成27年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第79号) | |
| | 第16 | 平成27年度伊方町介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第80号) | |
| | 第17 | 平成27年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第81号) | |
| | 第18 | 平成27年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第82号) | |
| | 第19 | 平成27年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定
について
(議案第83号) | |

- 日 程 第 2 0 平成 2 7 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について (議案第 84 号)
- 〃 第 2 1 平成 2 7 年度伊方町水道事業会計決算認定について (議案第 85 号)

1 散 会 宣 告

開会宣告（10時00分）

○議長（吉谷友一） 皆さん、おはようございます。

これより伊方町議会第46回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、全員でございます。よって、本会議は成立いたしました。

町長職務代理人招集挨拶

○議長（吉谷友一） 町長職務代理人招集挨拶

○町長職務代理人（森口又兵衛） 議長

○議長（吉谷友一） 町長職務代理人

○町長職務代理人（森口又兵衛） おはようございます。伊方町議会第46回定例会の開会に臨み、一言ごあいさつを申し上げます。

町議会の皆様方には、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、季節の移り変わりは早いもので、町内は、基幹産業である柑橘の収穫の秋を迎えようとしています。

今年は例年になくコースで上陸した台風の被害により、東北や北海道においては甚大な被害が生じており、当地域におきましても、今後の台風の動きが非常に気になるところでございますが、農家の皆さんが手塩にかけて育ててきた「みかん」が無事に出荷できるよう願うばかりでございます。

次に、わたくし事ではございますが、山下町長の病氣療養に伴いまして、去る7月25日から町長職務代理人としての職務を努めさせていただいているところでございますが、町議会の皆様方の格別のご指導ご鞭撻により、これまでのところ大過なく町政を進めることが出来ておりますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

今月27日に告示、来月2日に投開票が予定されております町長選挙におきまして、新町長が選挙されるまでの間、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、今定例会に提案する案件でございますが、

- ・報告事項 2件
- ・専決処分事項の報告 1件
- ・条例改正に関する議案 2件
- ・平成27年度一般会計及び特別会計の決算の認定 12件
- ・平成28年度一般会計及び特別会計補正予算 9件
- ・工事請負契約に関する議案 3件
- ・その他 3件でございます。いずれも、町政を進める上で非常に重要な案件であります。

会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが招集の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議事日程報告

○議長（吉谷友一） 議事日程報告をいたします。

本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めて参ります。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（吉谷友一） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、10番 阿部吉馬議員、11番 小林絹久議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（吉谷友一） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月23日までの8日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、8日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（吉谷友一） 日程第3「諸般の報告」を行います。

お手許に配布してあるとおり、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が出されておりますのでお目通しください。以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（吉谷友一） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。篠川議員、お願いいたします。篠川議員。

○議員（篠川長治） 私は、次の事項について質問いたします。

1 「公の施設」について

2 「つわぶき荘」入所者の自然災害など緊急時の避難対策等について

最初に伊方町の集会所条例関係につきましては、2003年（平成15年）に、地方自治法第244条の2が改正された。町では、伊方町集会所条例の全部を改正。同時に伊方町集会所条例施行規則、伊方町集会所整備事業要綱を制定（平成23年4月1日施行）。

平成22年12月伊方町集会所条例改正案が議会に提示されて以来、行政は全てにおいて公正平等の理念から質問を繰り返して参りました。

前町長山下和彦氏は私の質問に概略次のような答弁に終始されました。例えば「湊浦ふれあいセンター」が湊浦地区の総意で、町に寄付するとかそういうことであれば、町として受け入れをして、その対応もできる。議員は、湊浦地区が地縁団体であることを理由に「湊浦ふれあいセンター」について、政策で不利な扱いを受けていると申されましたが、これまで「湊浦ふれあいセンター」に関する

質問に対しましては、町の考え等を丁寧に説明してまいりましたが、その判断につきましては「すべて法令」等に照らして行っているものであり、決して私の個人的な感覚で判断したものではないことを申し上げておきます。議員から提案がありました、伊方集会所条例の附則に湊浦地区に対する条例の適用を設けることにつきましては、湊浦地区からの話は出ていないので、具体的手法等についての議論をする段階に至っていないと受け止めております。根本的には、使用目的と財産の所有者は誰なのか、そここのところをハッキリ理解していただきたいと思っております。

地方自治法第10条第1項 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

住民の意義は、先ず地方公共団体の構成員として、その支配に服するとともにその団体の運営に参加し、そのサービスを受ける権利を有する点などであります。

第2項 住民の権利義務とは、住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うものであります。

イ) として、役務の提供を受ける権利・役務の提供というのは、各種の「公の施設」を設けて住民の利用に供する他、住民に対して諸々のサービスを提供することであり、住民はそれらの「サービスを等しく享受」する権利を有するものであります。

ロ) 住民の義務、住民は地方公共団体の負担を分任する義務を負う、これは地方自治の原則に従い、地方公共団体の運営に必要な経費は住民が負担すべき原則を定めたものであります。

そこで、過去の答弁等を要約しますと (1) 「湊浦ふれあいセンター」が、町の所有物となることで、他の「集会所」と同じ取り扱いができる。そのために、地縁団体である湊浦地区から申し出があれば、町は「湊浦ふれあいセンター」を「公の施設」として設けるための協議の余地がある。この判断をした根拠については、決して個人的な感覚ではなく「すべて法令」に照らして判断したものである。

「湊浦ふれあいセンター」は、湊浦地区の財産となっているから「すべての法令」に照らして「公の施設」とすることができない。つまり「湊浦ふれあいセンター」を公の施設として町が設ける条件は、施設を町に寄付し、町の所有とすることで解決することになる。このことについて。

(2) 「公の施設」に関しましては、自治体から寄せられた質問に、第一法規は次のような回答をしております。「公の施設」とは、自治法第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、①住民の利用に供するためのもの ②当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの ③住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの ④地方公共団体が設けるもの ⑤施設であること、の5つの要件を満たすものと考えられています。

したがって、試験研究機関や庁舎など住民の利用に供することを目的としない施設、物品陳列所などの当該地方公共団体の住民の利用に供しない施設、競輪場、競馬場など地方公共団体の収益事業のための施設、留置場など社会公共秩序を維持するために設けられた施設は「公の施設」ではありません。

なお、地方公共団体は「公の施設」を設けるにあたり、必ずしも所有権を取得することまでは必要とされません。賃借権、使用貸借権等によって施設を住民に利用させる権利を取得した場合においても、

当該施設を「公の施設」とすることができます。との解説であります。このことについて。

大綱2 全国15の原発で過酷事故と地震などによる複合災害が発生した想定で、原発30キロ圏内の全住民が圏外に車で一斉に避難した場合の所要時間を交通権学会の上岡直見会長（法政大学非常勤講師）が2016年7月16日までの試算によると。土砂崩れや地割れ液状化などで通行機能が10%低下すると移動完了までの所要時間は、最も長い原発で通常の3.5倍かかることが分かった。上岡会長は「熊本地震では、県が防災計画で緊急輸送道路に指定した主要道路でさえ多数の交通支障が生じた。」原発周辺地区では複合災害を想定した対策が急務だと指摘。試算は東京電力福島第1、第2原発を除いた全国15原発を対象にして行ったそうであります。

四国電力伊方原発は道路機能の低下割合ゼロの場合30キロ圏外への移動にかかる時間は約8時間であるが、5%機能が低下すると、移動完了までの所要時間は9時間30分（1.2倍）に、10%低下すると12時間10分（1.5倍）となる。この試算は個別の道路事情は考慮していない。

実際の事故時に想定される条件とは必ずしも一致していないが、上岡会長は「試算結果から大まかな傾向はつかめる。原発近くの道路は大部分が片側一車線であり、一ヶ所でも損傷すれば避難に与える影響は大きい」と話している。等とメディアは報じております。

そこで（1）、内閣府の伊方地域原子力防災協議会は、伊方地域の緊急時対応（概要版）P A Z（5 k m圏）における避難対象施設伊方町（つわぶき荘の92人中）、避難可能な者86人については、例えば平成26年4月定例の答弁等から、避難指示が出た時点でバス2台を原子力災害対策本部へ要請し、昼間の時間帯で避難バスが要請後、速やかに到着すれば、2時間位でバスへの乗車完了を想定とのことでありました。

この想定では、原発トラブルがなくても、南海トラフ巨大地震「平成25年11月の愛媛県津波高予測、湊浦津波高さ8.44m。津波20 c m到達7分後、最大津波到達71分」の被災は免れないと思います。津波到達前の避難対策についてお伺いいたします。

（2）として、92人中6人については、無理に避難すると健康リスクが高まるので、輸送等の避難準備が整うまで放射線防護設備の整った「つわぶき荘」3Fで屋内退避としている。「つわぶき荘」G L＝海拔3m、G Lから3Fの高さ8.2m。よって3Fの海拔11.2mとなる。県の津波高予測8.44mに比べて2.76mの余裕があります。

しかし、施設内退避となれば複数の付添い介護職員が必要となり、付添い介護職員は津波高さが予測内でも大変なストレスになると思います。万が一津波高さが予測を超えた場合2次避難は困難で命の危機にさらされます。よって、重度の入所者は津波等の自然災害の影響を受けにくい施設への入所等に配慮すべきではないかと考えます。

以上について、伊方町町長職務代理者森口副町長の答弁を求めて、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（吉谷友一） 只今の篠川議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長職務代理者（森口又兵衛） 議長

○議長（吉谷友一） 町長職務代理者

○町長職務代理者（森口又兵衛） 篠川議員の大綱1「公の施設」についてのご質問にお答えいたします。まず、町が「湊浦ふれあいセンター」を公の施設として、設ける条件として、施設を町に寄付し、町の所有にすることで解決するとの考え方についてでございますが、ご質問は、湊浦ふれあいセンターを他の集会施設と同様に取り扱ってもらいたいとの考えによるものと推察いたしますが、現在、伊方町集会所条例に定める各集会所につきましては、議員が申されましたとおり、地方自治法の改正により、指定管理者制度への移行によって、管理運営を行っておるところでございます。これは、施設の所有者と施設運営の在り方を総合的に判断して行なっているものであり、山下前町長は、集会施設に関し、公の施設への位置付けにつきましては、様々な選択肢の中から、施設を町へ寄付し町の所有にすることで、最もシンプルで分かりやすい方法であるとお考えにより、議員の再三のご質問に対し、解決方法の1つとして、提案したものと受け止めております。

次に2点目の地方公共団体は、公の施設を設置するにあたり必ずしも所有権を取得することまでは、必要とされていないことにつきましてでございますが、先にも申しましたが、公の施設の設置には議員も申されたように様々な選択肢がある訳でございますが、町としましても施設の管理運営の実情を踏まえ最も適切な方法を選択する必要がございます。しかしながら、その方向性を模索するためには、相手との協議により、双方の合意形成を図る必要がございますが、現状においては、湊浦地区からは、何のお話もありませんので、具体的な進め方の議論をする段階に至っておりません。今後、湊浦地区より、協議の申し出があれば、町として対応可能な範囲で協議を行い、対応方法を模索することになると考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

続いて、大綱2「つわぶき荘入所者の自然災害など緊急時の避難対策等について」のご質問にお答えいたします。つわぶき荘では、各種災害事時の防災計画及び避難計画に基づき、それぞれにおいて避難場所、避難経路、避難手段及び避難方法について、定めておりこの計画に基づいて、日頃から避難訓練等を実施しております。

そこで質問の1、南海トラフ巨大地震の被災時における津波到達前の避難対策についてであります。つわぶき荘の地震・津波災害の防災計画を確認いたしましたところ、避難誘導につきましては、収集した災害の情報に基づき、建物施設内に留まることが安全かどうか判断し、速やかに避難を開始するとしております。さらに詳細として、施設内に留まることが安全と判断される場合につきましては、施設内の安全な場所への避難。津波の恐れがある場合であれば、3階のケアハウス部分へ誘導するとしています。また、避難に対応する職員体制につきましては、職員の参集指示といたしまして、夜間など職員の数が少ない時間帯の場合は、あらかじめ定めた職員の参集基準により、非番の職員を参集すると定めて職員体制の確保を図っております。このように津波到達前の避難対策につきましては、地震・津波災害の情報をいち早く正確に収集した上で、津波避難の実施方法の判断を行い、避難の体制を整えて、速やかに避難を実施するとしています。その際の屋外への避難方向につきましては、つわぶき荘公用車など、11台を使用いたしますが、更に不足する自動車につきましては、職員の自家用車を使用して避難するとしています。つわぶき荘の地震・津波災害の防災計画では、以上のように対応することになっておりますが、町といたしましては、災害対策本部から地震や津波などの災害情

報を早く正確に提供するよう努めて参ります。

次に2の重度な入所者は、津波等の自然災害の影響を受けにくい施設への入所等に配慮すべきではないかとのご質問にお答えいたします。つわぶき荘の地震・津波災害の防災計画では、先ほども申し上げたように収集した災害の情報に基づき建物施設内に留まることが安全かどうか判断し、速やかな避難を配慮すべきと言われましたが、近年日本各地で発生しております。巨大津波や豪雨災害などの各種自然災害の状況を見ますと、日本国内のどこの場所に施設を設けましてもこれまでの想定をはるかに超える自然災害が起きておりますので、災害の影響を受けない施設、受けにくい施設という判断をすること自体が非常に困難な情勢になっております。従いまして、つわぶき荘におきましても更に各種防災計画及び避難計画に基づいた訓練を継続実施し、その訓練の検証を繰り返し行い、更に職員の防災知識の向上や施設設備の検証を行うことで、災害に対する備えで被害を最小限に食い止めることを目指す取り組みが重要となっております。町といたしましても、防災担当の総務課を中心に町内各施設の防災計画等について、国内で発生した大規模災害の被害状況を踏まえ、各施設で実施する防災訓練の検証を通じて、見直し作業などを行い避難計画の実効性を高める取り組みを進めて参りますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上、篠川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき、2回以内と定めます。篠川議員、大綱1の再質問はありませんか。篠川議員。

○議員（篠川長治） 湊浦ふれあいセンターに関しましては、只今湊浦から申し出があれば・・・協議をする旨の答弁がありましたので、特にこの件についてはありませんが、一つだけちょっとお尋ねしたいことがあります。例えば、町の条例に従ってこれが裁量であろうと言うことで当時の町長が判断されたというような答弁だったと思いますけど、いわゆるあの私は専門家ではないのですが、調べた所では、法の形式的効力というのがあります。我が国の法体系は、憲法を頂点として段階的構造をもって組み立てられており、それぞれの法形式の間には優劣の原則が定まっている。形式が異なる2つ以上の法の間で、内容の矛盾、衝突する規定が設けられた場合には、この規則に従って、いずれかの一方が優先して適用され、他方の矛盾、衝突する部分は適用されないことになっていると思います。この適用効力の優劣関係を表すのが、法の形式的効力であるというように書いてあります。憲法は、すべての種類の方の中で、最も強い形式的効力を持つということになり、法律と政令の関係を言い表せば、法律は、政令よりも強い形式的効力を有するということになると思います。条例の形式的効力は、国の法令よりも劣ると私は思っております。伊方町集会所条例の形式的効力について、再度森口副町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（吉谷友一） 只今の篠川議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長職務代理者（森口又兵衛） 議長

○議長（吉谷友一） 職務代理者

○町長職務代理者（森口又兵衛） 今答弁させていただきましたように町条例の中の公の施設の関係、

その中で集会所条例等がございます。まず、条例等の関係につきましては、町の条例に基づき、またいろいろな関係・法令等を考慮しながら進めていきたい。このように考えております。どちらにいたしましても湊浦地区からのご協議等をいただければ、この問題は対処しがたいと考えておりますので、ご理解願ったらと思います。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再々質問を許します。篠川議員

○議員（篠川長治） 法の形式的効力云々については、・・・今職務代理者が湊浦から要請があれば協議を進めるという答弁と受け止めましたので、この質問はこれで終わります。

○議長（吉谷友一） 以上で、篠川議員の大綱1を閉じます。篠川議員、大綱2の再質問はありませんか。篠川議員

○議員（篠川長治） 南海地震の巨大津波等は予測はなかなかいろんな専門家でも難しいと思いますが、つわぶき荘の場合は、湊浦の場合は、県の津波高は湊浦で8.44m、湊浦のつわぶき荘の3階部分で11.2mということで、従来の予測ではその範囲内で収まるところけど、さっき副町長も答弁で言われたように最近の自然災害には、なかなか予測ができない範囲がありますので、出きるだけそういう津波が想定される前には、その想定を超えた範囲で何とかそういう高齢者で自分で避難がなかなかできない方たちですから、その施設をどこかに移すことはできんから、今後いろんな面でそういう点も検討していただければと思います。このことを申し上げまして質問を終わり、もし答弁がございましたらお願いします。

○議長（吉谷友一） 答弁よろしいですか。

○議員（篠川長治） もしあればお願いします。

○議長（吉谷友一） 理事者、答弁、ありますか、ないですか。ないようでございますので、以上で、篠川議員の大綱2の質問を終わります。

○議員（小泉和也） 議長、動議。

○議長（吉谷友一） 小泉議員

○議員（小泉和也） 議会の自主解散を求める動議です。

○議長（吉谷友一） 再度お願いします。

○議員（小泉和也） 議会の自主解散を求める動議です。

○議長（吉谷友一） 暫時休憩をいたします。再開は、呼鈴をもってお知らせいたします。

休憩 10時35分

再開 11時20分

○議長（吉谷友一） 再開いたします。先ほどの動議について、小泉議員の説明を求めます。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（吉谷友一） 小泉議員

○議員（小泉和也） まず、今の伊方町議会は議会としてのチェック機能が果たされていないので、解散をして、再度町民に選んでいただき、正しい議会にすること、また前町長が辞職され町長選が行われます。告示が27日で、投票日が10月2日になっております。議員の選挙は、来年の4月の予定です。そこで、議会を解散して、町長と議員の選挙を同日に行う。今回、町長選挙の予算が1,200万円組まれております。1回の選挙でこれだけの経費が必要になるため、町長選挙と議員選挙を同日に行い経費を削減すること。また、同日選挙にすれば、町民・職員の負担軽減にもなります。期間が短すぎるのは、分かりますが、4年後、8年後と将来ずっと続くことなので、これが実現できればかなりの経費が削減できることと、町民・職員の負担を軽くすることができるためです。

○議長（吉谷友一） この動議に賛成の方はおられますか。

○議員（阿部吉馬） はい

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 只今、小泉議員の方から説明ありましたとおり、私も現状考えたならば、やはり原子力の交付税等も減額されて、大変な財政状況があらうかと思えます。そういった中で、やはり同日選挙することによって、町民に対して今後伊方町は理由は一つの形をつくるために議会・新町政共に伊方町を真剣に考えて前に進むという印象または持っていたきたい、そういう考えがありますので、賛同をいたします。

○議長（吉谷友一） この動議は所定の賛成者がありましたので、成立いたしました。只今の小泉議員からの伊方町議会の解散する動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し直ちに議題とすることで採決いたします。この採決は、起立によって行います。この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて、賛成の方はご起立願います。着席下さい。起立少数と認めます。よって、伊方町議会の解散する動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し直ちに議題にすることは、否決されました。

報告第7号

○議長（吉谷友一） 日程第5「平成27年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」報告第7号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長（森口又兵衛） 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長（森口又兵衛） 報告第7号 平成27年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、ご説明いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、財政の健全化判断比率であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、並びに同法第22条第1項の規定により、資金不足比率を監査委員の審査意見書を付し、それぞれ同条同項の規定により、報告するものでございます。

内容につきましては、先の議員全員協議会でご説明させていただいたとおりでありますので、簡単

にご説明させていただきます。

1 頁をお願いいたします。健全化判断比率の状況ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字決算のため、数字に表れません。実質公債費比率は、6.8%、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため、数字に表れません。いずれも、早期健全化基準を下回っています。

2 頁をお願いいたします。次に、資金不足比率についてでございますが、資金不足がありませんでしたので、数字に表れません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉谷友一） 報告事項であります。質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。以上で、報告第7号「平成27年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」を閉じます。

報告第8号

○議長（吉谷友一） 日程第6「平成27年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」報告第8号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育長（河野達司） 議長

○議長（吉谷友一） 教育長

○教育長（河野達司） 報告第8号 平成27年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について、ご説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により教育委員会は事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、公表することとなっております。

本報告書は、平成27年度の実施事業についての点検・評価を致しました。教育行政の推進につきましては、本町の目指す将来像「よろこびの風薫るまち 伊方」やまちづくりの基本目標でもありません、教育・文化面を確認いたしました。これを受けて、教育行政の目標を「ふるさとを愛し、豊かな心を育てるまちづくりをめざして」と定めております。そして、人づくりがまちづくりの基本という認識のもと、人づくりの精神と伝統文化の継承・発展を図りながら、学校教育・社会教育・文化活動等、生涯学習活動の各分野にわたり教育行政を総合的に推進して参りました。

個々の事業につきましては、11頁から17頁にかけて、4段階に分けて評価いたしておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

この点検・評価を活かして、より効果的な教育行政の推進を図り、今後の事業等に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で、平成27年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉谷友一） 報告事項であります。質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。以上で、報告第8号「平成27年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」を閉じます。

議案第71号

○議長（吉谷友一） 日程第7「町長職務代理者の専決処分事項報告について（平成28年度伊方町一般会計補正予算（第3号）」議案第71号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長職務代理者（森口又兵衛） 議長

○議長（吉谷友一） 町長職務代理者

○町長職務代理者（森口又兵衛） 議案第71号 平成28年度伊方町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。補正内容は、町長の退任に伴う町長選挙にかかる経費でございます。緊急を要する為、平成28年8月31日付にて、専決処分したものであります。予算額は、歳入歳出それぞれ1,209万2千円を追加し、総額を102億3,719万2千円としたものであります。歳出につきましては、2款総務費に町長選挙にかかる経費として、1,209万2千円を計上いたしております。これに対します、歳入は、17款繰入金に財政調整基金繰入金1,209万2千円を計上させております。以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第71号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第71号「町長職務代理者の専決処分事項報告について（平成28年度伊方町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり承認されました。

議案第72号

○議長（吉谷友一） 日程第8「伊方町税条例の一部を改正する条例制定について」議案第72号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長（中田克也） 議案第72号 伊方町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令等の公布に伴い、伊方町税条例の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

今回の改正は、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が平成28年5月25日に公布されたことに伴ない、規定を整備するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料、新旧対照表で説明させていただきますので、1頁をお開き願

います。附則第 20 条の 2 につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、台湾において課税対象となる所得に係る特例適用利子等の額、又は特例適用配当等の額に 100 分の 3 の税率により分離課税するものでございます。同条第 2 項第 1 号につきましては、特例適用利子等に係る所得の控除について、同項第 2 号につきましては、調整控除、寄付金控除及び外国税額控除等について定めたものでございます。2 頁の同項第 3 号につきましては、所得の計算について、同項第 4 号につきましては、個人の町民税の所得割の非課税の範囲を定めたものでございます。

次に、同条第 3 項につきましては、外国居住者等所得相互免除法の適用配当等の適用範囲と税率について定めたものでございます。3 頁の同条第 4 項につきましては、特例適用配当等に係る所得が生じた場合の申告について定めたものでございます。

次に、同条第 5 項第 1 号につきましては、特例適用配当等に係る所得の控除について、同項第 2 号につきましては、調整控除、寄付金控除及び外国税控除等について定めたものでございます。4 頁の同項第 3 号につきましては、所得の計算について、同項第 4 号につきましては、個人の町民税の所得割の非課税の範囲を定めたものでございます。

最後に、附則第 20 条の 3 につきましては、附則第 20 条の 2 を新設することに伴う、条の繰り下げと、関連条項を整備するものでございます。

なお、今回の改正は、附則におきまして、所得税法等の一部を改正する法律と同日の平成 29 年 1 月 1 日から、施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第72号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第72号「伊方町税条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 7 3 号

○議長（吉谷友一） 日程第9「伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」議案第73号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長（中田克也） 議案第 73 号 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令等の公布に伴う、関係法令の整備に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料、新旧対照表で説明させていただきますので、1 頁をお開き願います。

附則第 11 項につきましては、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

附則第 12 項につきましては、同じく町民税で分離課税される適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

2 頁の附則第 13 項及び、第 14 項につきましては、附則第 11 項、第 12 項を新設することに伴う、号の繰り下げでございます。

なお、この条例は、附則におきまして、所得税法等の一部を改正する法律と同日の平成 29 年 1 月 1 日から、施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第73号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第73号「伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 7 4 号～議案第 8 5 号

○議長（吉谷友一） 日程第10「平成27年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」議案第74号から、日程第21「平成27年度伊方町水道事業会計決算認定について」議案第85号までの12件は、いずれも決算認定案件につき、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長職務代理者（森口又兵衛） 議長

○議長（吉谷友一） 町長職務代理者

○町長職務代理者（森口又兵衛） 議案第 74 号 平成 27 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第 85 号 平成 27 年度伊方町水道事業会計決算認定についてまでの 12 議案につきましては、平成 27 年度の一般会計、特別会計、企業会計あわせて 12 会計の決算認定をお願いするものでございます。

平成 27 年度の一般会計の決算状況は、歳入総額 105 億 280 万 9,029 円に対しまして、歳出総額 102 億 1,179 万 5,034 円で、差し引き 2 億 9,101 万 3,995 円であり、翌年度への繰越財源 1 億 2,883 万 4,935 円を差し引きしますと、実質収支は 1 億 6,217 万 9,060 円となっております。

特別会計の決算状況は、10 会計あわせて、歳入総額 45 億 5,879 万 8,510 円に対しまして、歳出総額 44 億 4,066 万 8,716 円で、差し引き 1 億 1,812 万 9,794 円であり、翌年度への繰越財源が無いため実質収支は同額の 1 億 1,812 万 9,794 円となっております。

また、企業会計の決算状況は、収益的収支におきまして、収入 3 億 3,503 万 6,771 円に対しまして、

支出 3 億 677 万 6,695 円で、差し引き 2,826 万 76 円となっております。

次に、資本的収支におきましては、収入 4,875 万 2 千円に対しまして、支出 1 億 708 万 6,982 円で、5,833 万 4,982 円不足しております。不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 293 万 237 円、過年度分損益勘定留保資金 3,169 万 4,546 円、当年度分損益勘定留保資金、1,095 万 8,199 円及び減債積立金取崩額、1,275 万 2 千円で補てんいたしております。

以上、詳細につきましては、改めて担当課長より説明させますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（吉谷友一） 監査委員より、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づく決算審査意見書及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づく、基金運用状況審査意見書並びに地方公営企業法第 30 条第 6 項の規定に基づく、決算審査意見書が出されておりますので、既にお目通しのことと思いますが、これに関連して補足説明がありましたら、この際監査委員の発言を求めます。

○代表監査委員（阿部一寿） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部代表監査委員

○代表監査委員（阿部一寿） それでは、平成 27 年度の決算審査意見書につきましては、お手許に配布のとおりでございますが、その概要について補足説明を申し述べたいと思います。

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により、町長から審査に付された平成 27 年度伊方町一般会計及び特別会計歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに、基金運用状況等に関し、関係諸帳簿・証拠書類等につきまして、平成 28 年 7 月 25 日から 8 月 8 日にかけて実質 7 日間にわたり、菊池監査委員並びに会計管理者、監査補助員同席のもとで審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告し、審査意見書の補足に替えさせていただきます。

まず、各会計の決算につきましては、証拠書類を照合して内容を慎重に審査いたしました結果、計数に誤りはなく、正確に処理されておりましたことをご報告申し上げます。

一般会計の決算状況では、歳入総額 105 億 280 万 9,029 円、歳出総額 102 億 1,179 万 5,034 円となっており、差し引き 2 億 9,101 万 3,995 円の剰余金が生じておりますが、この中には翌年度への繰越財源が含まれており、これを差し引いた実質収支は、1 億 6,217 万 9,060 円でございます。

歳入につきましては、主要財源の町税の収納率が 96.51%と、前年度に比べ 0.05 ポイント上回っておりますが、引き続き滞納整理に努められ、税収の確保について一層の努力をお願いするものであります。

歳出につきましては、財源の調達を含め、全般的に適正な予算執行が図られており、効率性も十分配慮されていると認められますが、指定管理施設については、指定管理者への適切な指導のもと、指定管理料の削減に向け、より一層の経営努力を望むものであります。

また、実質不用額については、2 億 7,023 万 6,631 円となっております。この中には精算事務の執行上、やむを得ないものも見受けられますけれども、予算の計画的かつ効率的な執行を図る観点から、

多額の不用額が生じることの無いよう、引き続き適切な補正措置をお願いいたします。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計以下、10の会計がありますが、いずれも黒字または収支同額の決算で推移をいたしております。しかしながら、国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定につきましては、一般会計からの繰入により、収支同額の決算となっている状況であります。人口の減少に伴う患者数の減少等、厳しい経営環境ではありますが、適切な経営改善計画のもと、早急な経営の健全化を願うものであります。

最後に、本町の主たる歳入財源は町税と地方交付税であります。構造的な経済不況と基幹産業の低迷により、町税収入は不安定な状況が続いております。一方、地方交付税についても近い将来、段階的に減額が見込まれるため、財政運営は一段と厳しくなるものと思われまます。

つきましては、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しを着実に進めると共に、将来を見据えた的確な行財政計画のもと、引き続き住民サービスの向上と総合計画に基づく、安心・安全で活力と潤いに満ちたまちづくりに努めていただきますよう期待を申し上げ、審査意見の補足とさせていただきます。

続きまして、平成27年度伊方町水道事業会計決算審査意見書について補足説明をいたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、6月15日、監査委員室におきまして、菊池監査委員並びに会計管理者、監査補助員同席のもと、上下水道課長及び担当者の出席を求め、平成27年度伊方町水道事業会計決算につきまして、決算書及び関係諸帳簿並びに証拠書類等の審査を実施いたしました。

平成27年度における伊方町の水道事業は、水道法及び公営企業法の基本原則に則り、伊方町給水条例並びに事業計画に基づいて適切な管理運営がなされており、諸帳簿、関係証拠書類共に、その内容は正確に処理されており、適正であることを認めました。

決算の内容につきましては、事業収益から事業費用を差し引いた2,826万76円の純利益が生じてございますが、これは一般会計からの補助金5,753万8,000円によるもので、この補助金の事業収益に占める割合は、17.2%となっており、今後も、同様な依存体質が続くものと予想されます。

水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う料金収入の落ち込み、施設の老朽化対策等厳しさを増しておりますが、浄水の安定供給を果たすためにも、料金改定による財政構造の改善、経営基盤の強化を視野に入れまして、長期的な展望に立った効率的な運営に努められますよう、関係各位の更なる努力にご期待を申し上げまして、審査意見の補足とさせていただきます。

○議長(吉谷友一) お諮りいたします。この決算認定につきましては、慣例により議員全員協議会において、審議したいと思っております。これにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認め、議員全員協議会で審議することといたします。なお、議員全員協議会は、9月21日水曜日、午前10時から全員協議会室において開催いたします。

散会宣告

○議長(吉谷友一) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これにて散会するものであり

ますが、今期定例会の会期中日程を、念のためお伝えしておきます。17日から20日までは、休会。21日は、午前10時から議員全員協議会。22日は、休会。23日は、午前10時から本会議を再開いたします。以上お伝えし、本日の会議は、これもちまして散会いたします。お疲れ様でした。

(散会時間 11時55分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員